

リフォーム工事に関する保険ガイド

●組立保険普通保険約款



このパンフレットは、2010年4月1日以降に保険期間が開始するご契約を対象にしています。

1 リフォーム工事だからこそ こんな危険が……

床の張り替えや水回りの改修、模様替えなどのリフォーム工事は、既存の建物内で行われるため、次のような危険が常に工事を取りまいています。

リフォーム工事 そのものの損害

バルコニーを取付中、作業ミスにより破損させてしまった。

第三者に 対する賠償損害

屋根のふきかえ工事中、誤って瓦を落とし、通行人にケガをさせた。

施主の財物に 与えた損害

模様替え工事中、誤って施主の家財を壊した。

このようなリフォーム工事にともなう危険を補償するのが、朝日火災の組立保険(リフォーム工専用)です。

2 次のような工事が対象となります。

- システムキッチンの設置
- 部屋数、間取りの変更
- 防音工事
- 断熱工事
- テラス・バルコニーの取付け
- 出窓の設置
- 屋根のふきかえ
- 防水工事
- 床の張替え
- ジュータンの張替え
- クロスの張替え
- 浴室の改修
- トイレの改修

3 こんな時にお役に立ちます。

工事現場で生じた不測かつ突発的な次のような事故による損害がお支払いの対象になります。

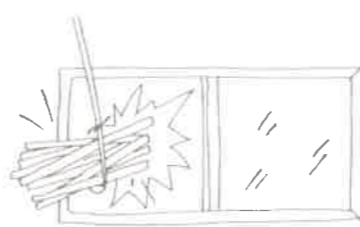
1. 火災・爆発・落雷



2. 資材の盗難



3. 破損



4. 通行人のケガ



5. 水漏れ



6. 施工ミス



4 お支払いする保険金

リフォーム工事そのものの損害

＝ 復旧費

－ 自己負担額
(2万円)

(ただし、工事金額が限度となります。(工事金額とは請負金額と支給材の価額の合計額をいいます。)足場等の工専用仮設材の損害については、時価により損害を算出し、工事金額の2%相当額が500万円のいずれか低い額を限度として復旧費に算入します。)

第三者に対する賠償損害

＝ 損害賠償金

＋

争訟費用

(ただし、あらかじめお決めいただく金額(賠償限度額)が限度となります。また、財物損壊についての損害賠償金に対して保険金をお支払いする損害は、その財物の復旧に要する費用のみで、間接損害は含みません。)

施主の財物に与えた損害

＝ 復旧費

－ 自己負担額
(2万円)

(ただし、あらかじめお決めいただく金額(補償限度額)が限度となります。復旧費がそのものの時価を超える財物については、それぞれの時価を限度に復旧費に算入します。)

5 保険金額

工事の目的物の請負金額を保険金額とします。なお、発注者より支給される機材がある場合にはその金額を加算します。

6 保険期間

保険期間は原則として、工事着手の時を始期とし、試運転または負荷試験終了後引渡の時を終期とします。工事用材料については、工事現場に搬入し荷卸が完了した時に保険責任が開始します。

7 お支払いできない主な損害

- 保険契約者、被保険者(保険の補償を受けられる方)または工事現場責任者の故意または重大な過失によって生じた損害
- 戦争・暴動・騒擾(じょう)・労働争議による損害
- 地震・噴火・津波による損害
- 被保険者が保険の目的の工事に関する契約につき、完成期限または納期の遅延、能力不足その他の債務不履行により、損害賠償責任を負担することにより被った損害
- 核燃料物質もしくは放射能汚染により生じた損害
- 保険の目的が工事以外の用途に使用された場合の、使用によりその部分に生じた損害
- 設計、材質または製作の欠陥を除去するための費用
- テロ行為またはテロ行為の結果として生じた損害(保険金額が15億円以上の場合)
- 労災事故
- 自動車事故による賠償責任
- 契約上加重された賠償責任
- 施主の財物のうち、自動車、自動二輪車、動植物、30万円を超える貴金属や美術品に与えた損害
- 施主の財物の盗難、紛失による損害
- 冷凍・冷蔵設備の破壊、変調もしくは機能停止によって起こった温度変化または湿度変化による損害

8 総括契約のおすすめ

総括契約とは、お客様が保険期間内に請負うすべてのリフォーム工事が自動的に本保険で担保される契約方式です。ご契約時に暫定保険料をお支払いいただき、着工実績により精算いたします。

- ① 保険料がお安くなります。
- ② 事務処理が簡素化されます。
- ③ 保険の付保漏れを防ぎ常に安心です。

リフォーム工事に関する保険お見積書(組立保険)

施主			
工事現場			
工事名			
工事期間(保険期間)	か月間	工事を行う建物の構造級別	級
(1)リフォーム工事そのものの補償(基本)請負金額(保険金額)	千円	基本料率(a) ()	① 円
(2)第三者に対する賠償損害のてん補限度額	千円		② 円
(3)施主の財物に与えた損害のてん補限度額(構内所在物件)	千円	請負金額(1)×特約料率(b) (千円)×()	③ 円
(4)総括契約の場合 年間予想着工件数 (件)		合計保険料 (①+②+③)	円

(1)リフォーム工事の基本料率

構造と工事期間から基本料率(a)を適用します。

構造	工事期間	1か月	2か月	3か月	4か月	5か月	6か月	7か月以上
A級 鉄筋コンクリート造		0.35	0.45	0.55	0.65	0.75	0.85	1か月につき 0.05を 加算する。
B級 鉄骨造		0.45	0.55	0.65	0.75	0.85	0.95	
C級 木造		0.65	0.75	0.85	0.95	1.05	1.15	

請負金額(1)×(a)=①保険料

(注)最低保険料は5,000円です。

(2)第三者に対する賠償損害(損害賠償責任担保特約料率)

(注)特約保険金額は、リフォーム工事物件またはビル付帯設備工事物件に限り、主契約の保険金額が1億円以下の場合、1億円を限度として任意に定めることができます。また、1億円を超える場合およびその他の工事物件については、5億円を限度として主契約の100%以下で定めます。

$$\left[\begin{matrix} \text{請負金額} \\ (\text{千円}) \end{matrix} \times \begin{matrix} \text{逓減係数} \\ (\quad | \quad | \quad |) \end{matrix} + \begin{matrix} \text{調整金額} \\ (\text{千円}) \end{matrix} \right] \times \begin{matrix} \text{引上係数} \\ (\quad | \quad | \quad |) \end{matrix} = \text{②保険料}$$

請負金額	逓減係数	調整金額
5,000万円までの工事	1.00	0千円
5,000万円を超え 1億円までの工事	0.90	5,000千円
1億円を超え2億円まで	0.79	16,000千円

賠償 限度額	100 万円	200 万円	300 万円	500 万円	1,000 万円	2,000 万円	3,000 万円	5,000 万円	1億円
引上係数	1.00	1.14	1.24	1.38	1.53	1.59	1.64	1.73	1.79

(注)中間値に対する引上係数は計算で小数第2位まで求めます。

(3)施主の財物に与えた損害(構内所在物件特約料率)

(注)特約保険金額は、リフォーム工事物件またはビル付帯設備工事物件に限り、主契約の保険金額が1億円以下の場合、1億円を限度として任意に定めることができます。また、1億円を超える場合およびその他の工事物件については、5億円を限度として主契約の100%以下で定めます。

$$\frac{\begin{matrix} \text{施主の財物に与えた} \\ \text{損害のてん補限度額} \end{matrix} (\text{千円})}{\begin{matrix} \text{基本} \\ \text{の請負金額} \end{matrix} (\text{千円})} = \frac{\begin{matrix} \text{特約保険金額割合} \\ (\quad | \quad | \quad | \quad |) \end{matrix}}{\begin{matrix} \text{基本料率(a)} \\ (\quad | \quad | \quad |) \end{matrix}} \times \begin{matrix} \text{修正係数(c)} \\ (\quad | \quad | \quad |) \end{matrix} = \begin{matrix} \text{特約料率(b)} \\ (\quad | \quad | \quad |) \end{matrix} \times \text{請負金額(1)} = \text{③ 保険料}$$

修正係数は

特約保険金額割合の小数点第3位を
4捨5入()

特約保険金額割合	1.05未満	1.45以上 1.55未満	1.95以上 2.05未満	2.95以上 3.05未満	3.95以上 4.05未満	4.95以上 5.15未満	5.85以上 6.15未満	6.85以上 7.25未満	7.75以上 8.25未満
修正係数(c)	1.00	0.75	0.63	0.48	0.40	0.34	0.30	0.27	0.25
特約保険金額割合	8.75以上 9.55未満	9.55以上 10.65未満	14.35以上 16.25未満	18.75以上 22.55未満	27.55以上 35.05未満	35.05以上 45.05未満	45.05以上 70.05未満	70.05以上 145.05未満	145.05以上
修正係数(c)	0.23	0.22	0.18	0.16	0.14	0.13	0.12	0.11	0.10

(4)総括契約の場合は、①、②、③の保険料に年間予想着工件数をそれぞれ掛けた合計が年間暫定保険料です。

万一事故が起きたときは…

万一この保険で補償される事故等が生じたことを知った場合には、その損害にかかわる物件を保管し、すみやかに取扱代理店または弊社に保険契約の内容(証券番号等)、事故の内容、他の保険契約の有無とその内容(既に保険金が支払われている場合はその内容)をご連絡ください。なお、ご連絡いただいた以降、損害のあった部分の修理や状況を変更する場合には、必ず弊社とご相談いただきながらおすすめてください。

○この保険は、保険契約者が個人、小規模法人またはマンション管理組合である場合に限り、「損害保険契約者保護機構」の補償対象となります。ただし、その場合でも引受保険会社が経営破綻したときの保険金、解約返れい金等のお支払いは、保険業法の規定に基づき一部削減されることがあります。詳細につきましては、下記記載の弊社ホームページをご覧ください。取扱代理店または弊社までご照会ください。

○弊社は、保険契約に関する個人情報を、適切な契約のお引き受け、円滑な保険金のお支払い、付帯サービスのご提供および弊社の商品の販売等を行うために取得・利用し、業務委託先、再保険会社等に提供することがあります。詳細につきましては、下記記載の弊社ホームページをご覧ください。取扱代理店または弊社までご照会ください。

●保険料お支払いの際は、弊社所定の保険料領収証を発行することとしておりますので、お確かめください。

●このパンフレットは「組立保険」の概要をご紹介したものです。詳細は保険約款によりますが、保険金のお支払い条件・ご契約手続き・その他ご不明な点がありましたら取扱代理店または弊社にご照会ください。なお、詳しくはこの保険の「普通保険約款および特約条項集」「重要事項説明書」をご覧ください。

弊社代理店は、弊社との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、弊社代理店とご締結いただいて有効に成立したご契約につきましては、弊社と直接ご契約されたものとなります。



朝日火災海上保険株式会社

〒101-8655 東京都千代田区神田美土代町7番地

TEL03-3294-2111(大代表)

ホームページアドレス <http://www.asahikasai.co.jp>

●お問い合わせ先